

別記様式第2号（第9条関係）

その1	
営 業 の 方 法	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
風 俗 営 業 の 種 別 法第2条第1項第 号の営業	
営 業 時 間	午前 時 分から 午後 時 分まで ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を 従業者として使用 すること	する しない
	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の 立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を 除く。）の提供	する しない
	の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	する しない
	の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において 他の営業を兼業 すること	する しない
	の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)					
料 金					
料金の表示方法					
役 務 提 供 の 態 様	客の接待をする場合はその内容				
	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	常時当該営業所に雇用されている者	名		
		それ以外の者	名		
			主たる派遣元	(ふりがな)氏名又は名称	-----
				住 所	〒() () 局 番
	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容			
		時 間 帯	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後		
	(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)				
	客室	和風のもの	室	その他のもの	室

その2(B)(法第2条第1項第4号の営業)		
(まあじやん屋のみ記載すること)		
遊 技 料 金	客1人当たりの時間を基礎として計算する まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び令第8 条に規定する営業の遊 技 料 金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回胴式遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じゃん球遊技機	玉1個 円
メダル1枚 円		
その他の遊技機 ()	につき 円	
その他の営業の 遊 技 料 金	遊 技 の 種 類 ()	につき 円
遊技料金の表示方法		
賞品の提供方法		
提供する賞品のうち 最も高価なもの	(円)	

その2(C)(法第2条第1項第5号の営業)	
料 金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	する しない
	の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。